

令和7年度 第2回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和8年2月6日（金）14時00分～15時40分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 吉田 智也 （中央大学 商学部 教授） 委員 加藤 順一 （尚美学園大学 総合政策学部 教授） 委員 栗山 美香 （あおい総合法律事務所 弁護士）
事務局等職員の 氏名及び職名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事務局</div> 総務部長：古屋 勝敏 総務課長：中島 雄一、主査：高城 満、主任：下山 寛之 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">担当課</div> 水道課主査：國松 正樹 営繕課副課長：近藤 知美 文化・スポーツ振興課長：久保田 智子、主事：櫛岡 詩英梨 道路治水課技師：長友 真一 下水道課副課長：新井 績、技師：中島 聡志 公共施設マネジメント課副課長：島田 直之、主任：西澤 巧
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員長挨拶 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 令和7年度上半期建設工事等に関する入札及び契約状況について ② 入札参加停止情報について (2) 案件の審議 <ol style="list-style-type: none"> ① 審議案件の抽出理由説明 ② 各案件の説明、質疑 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事案件に係る審議（一般競争入札） 3件 ・ 建設関連業務案件に係る審議（一般競争入札） 1件 ・ 建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札） 1件 ・ 建設工事案件に係る審議（随意契約） 1件 ③ 審議結果講評 (3) その他 4 閉会

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項（事務局から説明）</p> <p>① 令和7年度上半期建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>② 入札参加停止情報について</p> <p>(2) 審議の案件</p> <p>① 審議案件の抽出理由説明</p> <p>案件抽出委員：工事区分別で金額が上位のもの、参加業者数の多かったもの、参加資格のない業者が参加しているもの、落札率が高い又は低いものを基準に抽出した。</p> <p>② 各案件の説明、質疑</p> <p>・建設工事案件に係る審議（一般競争入札） 3件</p> <p>01_送水管布設（富士見上南畑地区産業団地整備事業）工事</p> <p>委員：入札参加資格のある業者は何者か。</p> <p>委員：土木工事において最低制限価格未満での失格となるケースは多いのか。</p> <p>委員：設計価格には送水管自体の金額は含まれているのか。</p> <p>02_富士見市民文化会館キラリふじみ大規模改修建築工事</p> <p>委員：本案件は1者入札のため入札が一度不調となり、2回目の入札であるとのことだが、1回目の入札者が当該落札業者であったかどうかは分からないのか。</p> <p>委員：入札参加資格のある業者は何者か。</p>	<p>事務局：事務局による説明</p> <p>事務局：事務局による説明</p> <p>事務局：事務局による説明</p> <p>事務局：事務局による説明</p> <p>事務局：市内本店Bランク業者となり、8者である。</p> <p>事務局：多くはない。設計をする中で、業者から徴した参考見積もりを用いると、その見積もりの額や歩掛によって業者毎に金額に差が生じ、最低制限価格を下回る業者が出るケースはある。</p> <p>担当課：送水管自体の金額は材料費として含まれている。</p> <p>事務局：事務局による説明</p> <p>事務局：わからない。</p> <p>事務局：市内本支店Aランク業者は5者。埼玉県内と東京都内の本支店業者でAランクが152者である。</p>

委員：大規模改修の場合、施設全体を一本の工事として発注するのか。分割して発注しないのか。

委員：本案件は2回目の入札で1者の応札があり成立はしているが、もし2回目の入札で応札者なしとなった場合はどのようなになるのか。

03_舗装修繕工事（その5）

委員：3者の入札額が最低制限価格と同額のため、くじがなされている。また、2者が同額で最低制限価格未満での失格になっている。何か事情があるのか。

委員：舗装修繕工事費用は、舗装距離や面積がわかれば計算しやすいのか。

委員：舗装修繕工事は、地形や地盤の状況で工事費用の金額が変わるのか。

委員：工事区分によって、同額入札によるくじの実施の多さに差があるのか。

委員：本案件の入札業者が6者であり、比較的多いがなぜか。

委員：主任技術者、監理技術者の人数というのは、

担当課：本案件は建築工事であって、これ以外にも電気設備工事と機械設備工事は別に発注し、他の業者と契約を結んでいる。建築関係は建築工事としてまとめて発注している。学校の長寿命化工事についても建築、電気、機械に分けて発注しており、これ以上分割できない。施工にあたっては、落札者以外にも得意な分野のある下請け業者が現場に入り進めていく。

事務局：その場合、施工できる業者を探し、随意契約となる。なお、入札の場合は入札参加登録が必要だが、随意契約では入札参加登録が不要のため、多少参加枠は広がる。

事務局：事務局による説明

事務局：舗装工事については、公共積算で設計できるため、最低制限価格を計算しやすい工種である。なお、最低制限価格未満の2者については原因不明である。

担当課：例年、当課で6件、7件ほど舗装修繕工事を行っている。事例もたくさんあるため、平米単価は積算しやすい工事なのではないか。

担当課：アスファルト舗装だけを削って打ち換えるだけの工事であるため、地形や地盤に影響されることはない。

事務局：舗装工事については、積算が基準に則ってできるものになるので、最低制限価格の入札となり、くじになるケースが多く見られる。また、建築工事については、最低制限価格を計算すると92%を超えることが多い。92%を超えた場合は、最低制限価格を設定するルール上、92%で計算することになっているため、くじになることが多い。

事務局：舗装工事については、現場施工期間が短いため、応札する業者が多い傾向にある。また、主任技術者や監理技術者を現場に配置する期間が短くて済む工事は、業者の人気の高いと思われる。

事務局：そのような傾向にある。市内業者について

規模が大きい企業ほど多いのか。市内業者についても、同規模であれば、主任技術者、監理技術者の人数は同じくらいか。

- ・建設関連業務案件に係る審議（一般競争入札）1件
01_別所雨水幹線維持管理業務委託

委員：本案件の入札業者2者のうち、落札者とならなかった1者が入札参加資格なしで無効となっているがどのような理由か。

委員：無効になったのは、開札後に落札候補者となった業者に入札参加資格がないとなったからか。

委員：制限付き一般競争入札のダイレクト方式の採用は効率化のためか。

委員：事後審査であるため、入札参加資格がなくても2者が応札していることから、入札としては成立しているということか。

委員：予定価格が高い案件についても事前審査になることはないか。

- ・建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）1件
01_富士見市内水ハザードマップ等作成業務委託

委員：本案件は指名業者6者中4者が辞退している。指名業者選定の理由にある「担当課が本件を発注するにあたり見積を徴取した業者」の状況はどうか。

正確に技術者が何人いるかは把握していない。工事を発注している中で技術者が足りなくて応札ができないといったケースはある。

事務局：事務局による説明

事務局：落札者となった業者は市内本店業者、無効となった業者は市内支店業者であった。開札時、後者が落札候補者となったが、開札後の資格審査をしたところ、入札参加資格の地域要件である市内本店業者に該当しないことが分かったことから、入札参加資格なしで無効という処理をし、次点であった前者が落札者となったという経緯がある。

事務局：そのとおりである。制限付き一般競争入札のダイレクト方式を採用しており、事前の資格審査を行わずに入札を行う。開札後、落札候補者に資格審査書類の提出を求め、審査するものである。

事務局：そのとおりである。事前審査となると入札参加申請がなされた時点で、申請業者全てについて、資格を確認する必要がある。入札業者側も落札候補となっていない状況で資格審査書類を作成、提出する手間が生じるため、事後審査の方がお互いに効率的である。

事務局：そのとおりである。

事務局：予定価格にかかわらず、全ての一般競争入札において事後審査としている。

事務局：事務局による説明

事務局：指名業者6者中3者が見積徴取業者であり、応札のあった2者と辞退業者の1者である。

<p>委員：設計金額はどのようにして決めているのか。</p>	<p>担当課：3者から見積りを徴取し、平均ではなく、中間の金額を採用することとしている。</p>
<p>委員：富士見市内水ハザードマップは、過去に作成したことがあるのか。</p>	<p>担当課：今回のハザードマップについては、水防法に基づくものとして、初めて作成する。過去にも危機管理課が浸水実績に基づき内水ハザードマップを作成したことはあるが、今回のハザードマップは作成方法が異なる。</p>
<p>委員：今回のハザードマップは作成後、どのように活用されるのか、市民に配布するのか。</p>	<p>担当課：富士見市防災ガイドブックに掲載する方向で調整をしている。</p>
<p>委員：入札辞退者が多かった理由はあるか。</p>	<p>担当課：現在、他の市町村も同業務の発注をしていると思われるため、技術者の確保や業者側の体制上、対応できなかったのではないかと考えている。</p>
<p>委員：今回のハザードマップは、今後どれぐらいの頻度で更新していくのか。</p>	<p>担当課：雨水施設の大きな変化がない限り、更新する予定はない。水防法に基づく想定最大降雨という条件が設定されたので、その設定が変わらなければ、更新は要さないと考えている。</p>
<p>委員：契約期間が令和7年7月31日から令和8年3月27日となっている。雨が深い6月が含まれていないことは当該業務委託に影響しないのか。</p>	<p>担当課：当該年度に降った雨のデータだけではなく、その前年度や、強い雨が降ったときのデータを採用して、キャリブレーションを行う。契約期間中の降雨量データについては当該業務と関係ない。</p>
<p>・建設工事案件に係る審議（随意契約） 1件 01_富士見市庁舎分館外壁ネット設置工事</p>	<p>担当課：担当課による説明</p>
<p>委員：分館外壁のタイル剥落による人的、物的被害を未然に防止するためのネット設置とのことだが、応急措置として行うのか。</p>	<p>担当課：分館の改修工事を実施するまでの間の応急措置である。</p>
<p>委員：細かいものはネットからこぼれ落ちたとしても、大きなものは受け止められるということか。</p>	<p>担当課：そのとおりである。落下自体は防げないが、落ちたものを受け止め、被害を抑えることはできる。ネットの網目サイズを比較的小さいものにしており、被害を防止できると考えている。</p>
<p>委員：本案件のネット設置に際し、分館の構造上、外壁にアンカーを設置しネットを固定する工法では対応不可であるため、分館屋上に設置してある強度の高い鉄骨を利用し、ネットを設置する工法を採用している。また、この工法について、対応</p>	<p>担当課：分館外壁は、中空構造の建築資材を用いているため、アンカーを打っても利かないことから、ネットを固定する方法について、契約した業者を含め4者にヒアリングした。当案件の受注者から、屋上に設置してある鉄骨を利用して設置が可能との</p>

<p>可能と回答した業者は1者しかないとのことであった。特別な工法なのか。</p> <p>委員：中空構造の建設資材を外壁に使用していた結果、特別な工法を要することとなったが、なぜこの建設資材を当時採用したのか。</p> <p>委員：随意契約の際、設計金額は担当課が積算するのか。</p> <p>③ 審議結果講評</p> <p>委員長</p> <p>審議案件については、妥当ということで審議を終了することとする。 (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>委員各位：承認</p> <p>(3) その他</p>	<p>回答が得られたため、他の3者に当該工法による対応が可能か確認したところ、3者ともできないことから、提案のあった業者を選定するに至った。</p> <p>担当課：建設当時には、軽量であるため、外壁材として一般的に使用されていたものである。</p> <p>担当課：今回の工事担当課は公共施設マネジメント課だが、技術部門である営繕課に協力を求め、設計金額を積算している。</p>
---	--

<p>委員会意見</p>	<p>入札監視委員会の審議にあたり、高額な工事や、ハザードマップ作成など先例がない案件については、もっと内容等がわかる資料を添付して欲しい。</p> <p>指名競争入札で行っていた土木施設維持管理業務について、令和7年度から一般競争入札化したとのことであるため、下半期にも影響が出ると思われる。競争性が確保、向上しているか、引き続き、落札率の推移を注視して欲しい。総評としては、現状、競争性が担保された状態が維持できていると言える。</p>
--------------	--